

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年12月10日 開会

令和7年12月10日 閉会

令和7年12月10日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 赤 池 信 敏	3 番 桑 原 康
4 番 村 松 義 正	5 番 佐 野 守	6 番 杉 山 弘 子
7 番 竹 川 篤 志	8 番 中 島 由美子	9 番 佐 野 むつみ
10 番 牧 澤 邦 彦	11 番 渡 邊 勝 彦	12 番 佐 藤 文 雄
13 番 荻 真 教	14 番 土 井 一 彦	16 番 富 永 政 則
17 番 篠 原 兼 義	18 番 樋 口 公 孝	19 番 近 藤 千 鶴

欠席委員

15 番 後 藤 文 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 佐 野 耕 三
4 番 石 川 哲 郎	5 番 佐 野 潔	6 番 小 林 寿 恵
7 番 渡 井 將 文	8 番 加 茂 光 崇	9 番 青 木 秀 道
10 番 有 賀 文 彦	11 番 原 田 徳 行	12 番 清 利 之

欠席委員

13 番 熊 谷 勝 史

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
会計年度任用職員	大 原 勝		

議長

本日は、皆さん、どうも御苦労さまです。

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。御審議に当たり、速やかな会議進行に御協力くださるようお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、本日の会議欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

15番の後藤文隆委員より、本日の欠席ということで連絡がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（許可）について、取下願の処理状況を、事務局に報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

本日配付いたしました、令和7年11月12日から令和7年12月9日までの農地法の規定による申請、許可について、取下願の処理状況を御覧ください。

第1項につきまして、所在地等は議案のとおりです。令和7年11月20日、農地法第3条許可申請、受付番号第97号で受理しておりましたが、都合により、令和7年12月8日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございます。

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人には、3番、桑原康委員、5番、佐野守委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、3番、桑原康委員、5番、佐野守委員を指名い

たします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第55号から協第12号です。

初めに、報第55号から報第58号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。

令和7年10月21日から11月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページから4ページを御覧ください。朗読します。

報第55号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の5ページ及び6ページを御覧ください。朗読します。

報第56号 農地法第3条の3第1項規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。朗読します。

報第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから11ページを御覧ください。朗読します。

報第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、13件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第55号から報第58号まで、報告済みとします。

次に、議第44号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

議案の12ページを御覧ください。

議第44号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。朗読します。

申請地は、三園平で、テルモ株式会社富士宮東工場の東に位置する農地です。こちらは、市街化区域農地となります。

受人は三園平にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は別に居住する親の農地と一緒に耕作していたところ、父親から贈与の話があり、農業後継を考え、新規就農として申請に及んだものです。父親から耕作の指導を受けて技術の習得を図り、申請農地は自宅の隣接地となるため、通作の便も良好です。

申請地で既に栽培を開始しておりますが、今後も茶、ナス、落花生などの露地野菜を行う予定とことです。受人の許可後耕作面積は、480平方メートルとなり、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は、外神に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は申請農地の隣で営農をしており、申請農地を取得し一体での規模拡大を目的として申請に及んだものです。

受人はサツマイモや水稻などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、2万2,085.93平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は、栗倉で富士根北公民館の北に位置する農地です。

受人は茨城県古河市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となります。今回、富士宮市に転入するため、申請地の東側に住宅を建築するため、同時に農地法第5条転用許可申請を行っております。通作の面から、こちらの許可を得ることが条件となります。許可後移住し、隣地に居住して農業を行う予定です。

受人はナス、トマトなどを栽培する計画です。技術については、現所有者や近隣の方から営農指導を受ける予定となっています。申請地の一部に樹木が生えているため、現地調査時に今後の営農

に支障がないよう対応することを伝えております。また、申請地西側の山林から申請農地の上空まで木の枝が越境しており、日当たりなどに支障が出る恐れがあるため、あわせて対応について伝えております。受人の許可後耕作面積は、192平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

第4項及び第5項は同一案件となるため、まとめて説明いたします。別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は、精進川で上野中学校の北に位置する農地です。売買契約になります。

受人は根原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

受人は新規就農となりますが、実家が農家であり、幼少より稲作に従事しており、このたび紹介により土地を購入し営農したく申請に及んだものです。今後も研修に参加予定とのことです。

農機具については、一部は現所有者から譲り受けた物を使用し、また敷地内にある小さな農業用倉庫も機具などを置くため、そのまま使用する予定です。

受人は水稻などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、2,094.61平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

第6項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は、山宮でホームプラザナフコの北東に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は近所の農家から紹介があり、既に口約束で借り管理をしておりますが、このたび売買について話がまとまり、新規就農として申請に及んだものです。

現在、自宅敷地内で家庭菜園を行っており、今後は現所有者や周辺農家の方から栽培指導を受ける予定です。

キャベツやナス、トマトを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、779平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、上井出で富士宮道路上井出インターから朝霧霊園に向かう途中に位置する農地です。

受人は愛知県豊橋市の法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になり、農地所有適格法人としての取得となります。

受人は現在、掛川市、御前崎市、湖西市、袋井市、愛知県豊橋市、田原市で小麦、大豆を栽培しています。

航空写真の申請地西側点線部分につきまして、富士宮市で希望する規模の農地が見つかったということで申請に及び、令和7年8月に許可となりました。この際、入り口の進入部分に当たる今回の申請筆は分筆処理中のため通行承諾のみを確認し、申請はされませんでした。このたび分筆が終わり、西側許可地と一体で営農したく申請となったものです。

受人の許可後耕作面積は、市外面積も含めて27万54.24平方メートル、稼働人員は法人代

表、従業員2名の計3名です。3名につきましては、豊橋市と御前崎市を拠点として、各種をローテーションしながらトラックで機械を搬送し、大規模に機械を使って営農することを予定しており、富士宮市については御前崎市を拠点として営農する計画ですが、将来的には富士宮市に拠点を置きたい意向を示しています。

関連会社で製造した堆肥を現状の土壤にすき込んで営農するとのことです。8月許可の現地調査の際に、堆肥をまく際には周辺へ事前説明を行い、臭いについてもなるべく出ないように対応をしていくとのことでした。

提出された他市町村の耕作証明などから、許可要件である全部効率要件などは満たされると判断しました。また、提出された申請書から農地所有適格法人の要件も満たされていると判断いたしました。

続きまして、第8項及び第9項は同一案件となるため、まとめて説明いたします。別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は、猫沢で国道469号線の東に位置する農地です。

受人は山梨県富士川町の法人で、渡人は議案書のとおりです。適切に営農していないときには農地を返還することを契約に盛り込んだ解除条件付きの賃貸借契約になります。

なお、申請地は口約束で借りて営農を開始しており、このたび改めて手続をするため申請に及んだものです。

受人は法人として現在、山梨県富士川町でも営農しておりますが、法人代表が居住する富士宮市で営農したく申請に及んだものです。

受人は既に農機具を所有しており、今後もリースにて必要な機械をそろえていく予定です。

受人の法人代表は約18年ほどの農業経験があり、稼働人員6名のうち3名が富士宮に居住、3名は山梨県に居住し、それぞれを拠点として通作、営農する計画です。

受人はサツマイモ、ナス、ごぼう、菊芋、自然薯などを栽培しており、今後も引き続き栽培する計画です。

なお、同時申請の第10項が取下げとなったため、受人の許可後耕作面積は記載されている5万1,924平方メートルから5万764平方メートルに変更となり、稼働人員は法人全体で6名となります。

また、議案摘要欄にある3件同時申請につきましては、2件同時申請となります。

第10項につきましては、取下げとなりました。

以上、第1項から第9項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、1項、3項、4項、5項、6項、8項、9項について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

お願いいたします。

6番 杉山弘子委員

第1項について説明させていただきます。

12月3日、10時から申請者本人、農業委員の富永委員と私、事務局1名の4名で現地調査させていただきました。

父親から息子様に生存贈与です。

農作業に関してはいつも一緒に行っており、息子様の農業経験は25年あり、農機具についても心配ありません。事務局の説明どおり特に問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

3項、代読をお願いします。

事務局 押尾主任主査

3項は会長の担当地区案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読いたします。

3項の案件について、12月8日の月曜日、午前11時頃、私、事務局1名、申請代理人の計3名で立会いにより現地調査を行いました。

現地は休耕中ですが、管理はされております。今回、同時に住宅としての農地転用申請を行い富士宮市へ移住し、隣の土地に居住しながら農地として利用していくとのことです。

受人が申請地の隣に住む予定であり、通作や管理のしやすい状況です。現所有者や近隣の方の指導を受けながら今後、耕作をされる予定とのことです。事務局の説明どおりで、特に問題ありません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

4項、5項、土井さん、一緒にお願いいたします。

14番 土井一彦委員

ただいま審議中の4項、5項について、調査の結果について報告します。

11月25日2時に事務局、私、申請者本人と現地で会い、話を聞きました。

申請地は田んぼであります。現時点ではネギ、白菜等など畑として利用されていますが、1月ぐらいには収穫が終わるということでした。

申請地は水路を含めて田んぼにすることは問題ないと思われます。資金も自己資金を用意しているということでした。農機具も事務局の説明どおり問題ありませんので、審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長

第6項を3番、桑原さん、お願いいたします。

3番 桑原康委員

ただいま審議中の第6項の調査結果について報告します。

航空写真の5ページを見てください。

ホームプラザナフコ富士宮店の東北の位置になりまして、12月8日の木曜日ですけど、私と事務局1名、あと受人、申請代理人で申請地で会いまして、話を聞きました。

申請地は現在、適正にきれいに管理をされており、たくましく感じました。

今回の申請地についてもキャベツ、ナス、トマトの栽培を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題はありません。また、受人の経営状態も農機具の保有や労働力が確保されて、技術、経験についても近隣農家に指導を仰ぎながら耕作をしていく予定とのこと。申請書のとおりの問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

次に、8項と9項、お願いいたします。

17番 篠原兼義委員

まず、申請地の農地についてですが、地権者のほうから人が少なく、後継者が少なくなりまして、耕地が荒れてしまいそうだからということで借りてほしいというような話を出したそうです。それに応えてくれたのが、現在のところです。

まず、8項と9項が調査項目一緒ですので、一緒に報告させていただきます。

12月8日、午前10時頃、申請者受人と農業委員会事務局、それと私と3人で現地調査・確認をしました。

受人は山梨県で法人を3年前に立ち上げて、東京の大きな会社の社長を当初をやったそうですが、今年の5月1日から申請人が取締役社長になって、従業員3人とで農地を主に管理をする。山梨県のほうに本社がありますが、その本社のほうは果樹を主にやってまして、富士宮のほうは新しい野菜を主に作るということです。それで、申請者は農地を今後借り受けて、順次経営規模を拡大をしていきたいということを考えているようです。申請者の社長と従業員は富士宮に現在住んでおりまして、今後も居住しながら農業を行っていくということ。それともう一つ、作業が忙しくなれば山梨のほうからの社員も来て経営をやるというふうなことです。後継者が少なくなり、農地の荒廃が見られる地域ですので、新しく農業を行う組織が参加してくれるということで、大変ありがたく思っております。

受人の会社については、特に問題ありませんので、審議をよろしくお願いします。

議長

報告ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第４４号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第４４号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第４５号「農地法第５条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。

議案の１５ページを御覧ください。朗読します。

議第４５号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第１項及び別冊航空写真８ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、住宅に転用しようとするものです。

申請人は県外に居住していましたが、富士宮市に移住するため住宅を建築したく転用を計画したものととなります。

申請地は、先ほど３条許可申請第３項で御審議いただきました農地の隣地となり、小集団の生産性の低い第２種農地に該当します。

周囲は北を宅地、東を道路、西と南を農地に接しておりますが、農地の境には見切工を設置し、雨水排水は東側道路側溝へ放流、雑排水は合併処理浄化槽を経由後に道路側溝へ放流する計画であり、周囲の農地への影響は軽微であると考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。また、優良田園住宅建設計画については、令和７年１１月６日に認定を受けております。

申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、影響は軽微であると考えられます。

資金については借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計

画となります。

第2項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。申請人が賃貸借により権利設定し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、建築現場などの仮設資材のレンタルを営む個人事業主であり、業況の拡大により、これまで借りていた資材置場が手狭となったため、新たな資材の置場として転用を計画したものとなります。

申請地は、中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は北と西を山林、東を道路、南を雑種地に接しており、周囲に農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また、申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第3項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。申請人が賃貸借により権利設定し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、上下水道工事、土木工事を営む法人であり、これまで申請地の南側に隣接する宅地を倉庫、資材置場として利用していましたが、この土地で新たに建築物を建設する計画があり、土地の返還をお願いされたことから、申請地を資材置場として利用したく転用を計画したものとなります。

申請地は、市街地近方の区域にある第2種農地に該当し、代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は北を宅地及び雑種地、東側を道路、南を宅地、西を通路に接しており、雨水は自然浸透、オーバーフロー部分は東側道路側溝へ自然流下します。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、影響は軽微であると考えられます。

資金については、自己資金により確保されております。許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第４５号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第４５号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第４６号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

議案の１７ページを御覧ください。朗読します。

議第４６号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は１１ページを御覧ください。

申請地は、原で白糸自然公園の西に位置する農地です。

線引き前から申請地上に建築物が建築されており、１０年以上前からの長期間、宅地化していることが確認できます。現地の状況から農地への復元は困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

申請地は、住宅が建築されており、都市計画法上の許可も線引き前宅地として問題はありません。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

お願いします。

９番 佐野むつみ委員

９番、佐野です。

ただいま審議中の第１項の調査結果について報告します。

１２月５日午後２時より、申請人、行政書士、赤池農業委員、事務局２名、私の６名で現地調査をいたしました。

この建物は、昭和４０年頃の線引き前に申請人の父が建てたものであり、その後、申請人が法に

対して無知のため必要に応じ物置等を建てました。現在は都市計画法でも許認可され、課税対象とされています。面積は867平方メートルと広いですが、全体的に建物が建ち、植木等が植えられており、農地としての復元は難しいと判断されます。

事務局の説明どおりで問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第46号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第12号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

それでは、本日机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。朗読します。

協第12号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年12月3日付、富農第1453号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項に基づき意見を求められた、富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

それでは議案をめくっていただきまして、4ページを御覧ください。

富士宮市農用地利用集積等促進計画、第1項。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。移転後、経営面積は1万7,141.87平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

ハーブを栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は1,726平方メー

トルになります。

第3項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は5年で新規になります。移転後、経営面積は1万5,763平方メートルになります。

第4項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は2万1,897.54平方メートルになります。

第5項から第8項までは同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間はいずれも10年で再設定になります。移転後、経営面積は53万7,750.77平方メートルになります。

第9項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は2万7,854平方メートルになります。

第10項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10で新規になります。移転後、経営面積は3,254平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせましたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第12号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第１２号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、年明け１月１４日を予定しております。

以上をもちまして、令和７年１２月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。この後、農地利用最適化推進会議を行います。

次、５５分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後１時４１分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

3 番

会議録署名人

5 番